

第2回福生市議会臨時会会議録（第7号）

平成21年5月29日福生市議会議場に第2回福生市議会臨時会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一郎君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聰君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	19 番	田村 正秋君
20 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

18 番 大野 悦子君

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企 画 財 政 部 長	田中 益雄君	企 画 財 政 部 参 事	大越 英世君	総 務 部 長	野崎 隆晴君
市 民 部 長	野島 保代君	生 活 環 境 部 長	森田 秀司君	福 祉 部 長	星野恭一郎君
子 ども 家 庭 部 長	町田 正春君	都 市 建 設 部 長	小峯 勝君	会 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教 育 次 長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選 挙 管 理 委 員 会 長	榎戸 宏君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 章一君			事 務 局 長	

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	吉野 栄喜君	議 会 事 務 局 長 次	高木 裕子君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	大内 博之君
議 事 係 主 査	大楠 功晃君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第2回福生市議会臨時会議事日程

開議日時 5月29日（金）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第33号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第31号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第32号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議員提出議案第3号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

平成21年第2回福生市議会臨時会議事日程

(追加日程その1)

追加日程第1 議員提出議案第4号 北朝鮮の核実験に抗議する決議

午前9時59分 開会・開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成21年第2回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において20番、小野沢久君、1番、武藤政義君、2番、清水義朋君以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 平成21年第2回福生市議会臨時会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第31号外2件）（別添参照）
- 3 議員提出議案の受理について（議員提出議案第3号）（別添参照）
- 4 議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 5 本会議資料の提出について（議案第31・32・33号）（別添参照）

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次、臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 青海俊伯君）

○議会運営委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、去る5月26日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、今臨時会に提案されております案件は、市長から議案3件と議員提出議案1件となっております。

日程の順序につきましては、市長提出案件を先にお願いすることとし、お手元に御配付の日程表のとおりといたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、慎重審議の上、即決でお願いすることといたしました。

次に、会期につきましては、過去の例等を勘案いたしまして、本日1日限りと決定をいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側からの協議事項がございますので、本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、5月29日、本日1日限りと決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第3、議案第33号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） おはようございます。御指名をいただきまして、議案第33号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。例規集は640ページでございます。

まず、提案理由に入ります前に、国の人事院の勧告並びに東京都の人事委員会の勧告につきまして、その概要を説明させていただきます。

国におきましては、国家公務員の期末手当及び勤勉手当については、月例給と同様に、例年5月から行う職種別民間給与実態調査により、正確に民間の支給実績等を把握し、その調査に基づき官民比較を行い、毎年8月に必要に応じ改定の勧告をいたしております。

また、東京都人事委員会におきましても、国と同様に東京都職員給与等実態調査と、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間従業員の比較を行い、毎年10月に必要に応じて改定の勧告をいたしております。

本年は、民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、公表された民間労使の資料等によりますと、過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な前年比マイナスとなることがうかがえました。

このような急速かつ大幅な一時金の減少は、極めて異例の事態であり、こういった事態に対応するため、人事院では民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を、6月期の期末勤勉手当の支給の基準日になる6月1日以前に把握をする必要があるとして、例年どおり5月から行う職種別民間給与実態調査とは別に、緊急にその決定状況を把握するために、初めてのこととして4月に、全国の約2700社を対象に特別調査を実施したところでございます。その調査結果は、昨年の夏季一時金に比べマイナス13.2%と、大きく減少することがうかがわれることから、民間の夏季一時金と公務員における期末手当及び勤勉手当に大きく乖離があることが適当ではなく、可能な限り民間の状況を公務員に反映することが望ましいこと、また、12

月期の期末手当及び勤勉手当で1年分を精算しようといたしますと、大きな減額となる可能性等があることを考え、人事院では本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数につきまして、国家公務員の一般職の給与に関する法律に規定する支給月数をそのまま支給することは適当ではなく、何らかの調整的な措置を講ずることが適当と判断をいたしまして、5月1日の時点において夏季一時金の全体状況を正確に把握できないことから、特別措置として支給月数の一部といたしまして期末手当を0.15月、勤勉手当を0.05月、あわせて0.2月分を凍結する旨の勧告をしたところでございます。

その勧告を受けまして、東京都人事委員会といたしましても民間企業における夏季一時金が大幅に減少する傾向がうかがえる中、情勢適用の原則の観点から、民間の実態を職員給与に速やかに反映することが望ましいこと、特例措置が勧告された国家公務員と均衡を図る必要があること、1年分の精算を1度に行おうとすると大きな減額となる可能性があることなどを踏まえ、東京都におきましても6月期に支給される期末手当及び勤勉手当につきまして、支給月数の一部を暫定的に凍結する措置を講ずることが適当として、国と同様に0.2月分の凍結をする旨の勧告が5月15日に出されたところでございます。

ただし、東京都では業績反映の度合いを高める観点から、主要月数の凍結はすべて期末手当で実施する勧告をあわせて行ったところでございます。これらの状況を踏まえまして、市といたしましても情勢適用の原則の観点から、その対応について十分な説明責任を果たす必要がありますこと、また、給与表等を東京都に準拠いたしておりますことから、東京都の人事委員会の勧告のとおり実施をするものでございます。

なお、職員組合とも協議の結果、最終的には5月22日に妥結に至っております。また、6月期の期末勤勉手当の支給基準日が6月1日となっておりますことから、基準日以前に条例改正を行いませんと不利益処分となることとなりますことから、本日、臨時議会をお願いしたところでございます。以上が、国及び東京都の勧告の概要でございます。

次に、今回の勧告による影響額等でございますが、恐れ入りますが御配付をしております本会議資料により説明をさせていただきます。(5月29日配付の本会議資料参照)

まず、1の期末勤勉手当の支給割合でございますが、現行は市長、副市長、教育長につきましては期末手当といたしまして、6月期2.10カ月、12月期2.15カ月、3月期0.25カ月の、年間で4.5カ月でございます。一般職では、6月期は期末手当1.50カ月、勤勉手当0.60カ月の2.10カ月。12月期では期末手当1.55カ月、勤勉手当0.60カ月の2.15カ月、3月期は期末手当といたしまして0.25カ月、以上、年間で4.5カ月でございます。

また、再任用職員は6月期は期末手当は0.80カ月、勤勉手当は0.25カ月の1.05カ月、12月期では期末手当0.95カ月、勤勉手当0.25カ月の1.20カ月。3月期は期末手当といたしまして0.10カ月、年間で2.35カ月となっ

ておりますが、今回の勧告によりまして、2の6月期期末勤勉手当の支給割合のとおり、期末勤勉手当の部分を0.20カ月の凍結をするものでございます。ただし、再任用職員につきましては0.10カ月の凍結をするものでございます。

次に、3の期末勤勉手当支給額及び影響額でございますが、市長等の3役を含めまして(A)欄の勧告前支給総額は3億5155万3302円でございますが、(B)欄の勧告後支給総額は3億1813万1937円となりまして、(C)欄の影響額といたしましては3342万1365円の減額、率にいたしますと9.5%の減となっております。また、対前年比といたしましては(E)欄のとおり4490万4642円の減額、率にいたしますと12.4%の減でございます。

恐れ入ります、裏面をお願い申し上げます。4の一般職の期末勤勉手当平均支給額及び影響額でございますが、勧告前が89万9680円、勧告後は81万4150円となりまして、影響額といたしましては8万5530円の減額となり、対前年度比10万1810円の減額、率にいたしますと11.1%の減でございます。

次に、一般職の6月期の期末勤勉手当の最高、最低の支給額及び影響額でございますが、5の最高支給額では勧告前が140万217円、勧告後は126万6863円となりまして、影響額13万3354円の減額となり、対前年度比14万3135円の減額、率にいたしますと10.2%の減でございます。

また、6の最低支給額は勧告前が46万2955円、勧告後は41万8864円、影響額4万4091円の減額となり、対前年度比4万4001円の減額、率にいたしますと9.5%の減でございます。

なお、今回の減額に伴う予算関連でございますが、本来であれば減額補正をあわせて行わなければならないところでございますが、今回の国の人事院並びに東京都の人事委員会の勧告は、あくまでも特例措置としての勧告で、凍結ということでございますので、今後、本来の勧告がなされた時点で、月例給とあわせて期末勤勉手当の調整も必要なことから、今回の補正予算は見送りとさせていただきます、総合的な人件費の精算時に対応をさせていただきたいと考えております。

次に、6月期の期末勤勉手当の基準日の、6月1日現在の職員の平均年齢は44歳5カ月、平均勤続年数21年5カ月でございます。また、支給日でございますが、平成21年6月15日の予定をいたしております。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、提案理由でございますが、一般職の職員に対する平成21年6月期の期末手当の支給割合を定めたいので、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明を申し上げます。今回のこの人事院並びに東京都の人事委員会の勧告でございますが、特例措置としての勧告でございますことから、附則に、平成21年6月期の期末手当の支給に限り、第11条の2第2項に規定をいたしております一般職の期末手当の支給率「100分の150」を「100分の130」に、再任用職員の期末手当の支給率「100分の80」を「100分の70」とする旨を、新たに1項加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。なお、今回の勧告は特例措置としての勧告でございますので、現在実施しております職種別民間給与実態調査の結果を踏まえ、年間支給月数等の必要な措置を講ずる旨の勧告を国の人事院が8月、東京都の人事委員会では10月に勧告をする予定でございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議案第33号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第4、議案第31号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第31号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。例規集は627ページでございます。

本条例の一部改正でございますが、先ほど御決定をいただきました議案第33号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で説明をさせていただきました、平成21年6月期の期末手当の支給率を0.20カ月、一般職の職員と同様に改正をするものでございます。

それでは、提案理由でございますが、市長及び副市長に支給する平成21年6月期の期末手当の支給割合を改めたいので、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、改正内容につきまして説明を申し上げます。附則に平成21年6月期の期末手当に限り、第4条第2項に規定をしております期末手当の支給率を「100分の2

10」を「100分の190」とする旨を、新たに1項加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議案第31号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第5、議案第32号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第32号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。例規集は634ページでございます。

本条例の一部改正でございますが、先ほど御決定をいただきました議案第31号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第33号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で説明をさせていただきました、平成21年6月期の期末手当の支給率を0.20カ月、市長、副市長、一般職の職員と同様に改正をするものでございます。

それでは、提案理由でございますが、教育長に支給する平成21年6月期の期末手当の支給割合を改めたいので、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、改正内容につきまして説明を申し上げます。附則に平成21年6月期の期末手当に限り、第3条第2項に規定をしております期末手当の支給率「100分の210」を「100分の190」にする旨を新たに1項加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議案第32号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

~~~~~

午前11時24分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（吉野議会事務局長報告）

1 議員提出議案の受理について（議員提出議案第4号）（別添参照）

○議長（大野聰君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、議会運営委員長から報告がありますので、お願いいたします。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

新たに議員提出議案として「北朝鮮の核実験に抗議する決議」が議長あてに提出されたことに伴い、追加日程として編成したものでございます。

次に、議案の取り扱いでございますが、慎重審議の上、即決でお願いすることとい

たしました。なお、追加日程につきましては、日程第6の後に追加して審議することに決定をいたしました。以上、報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

議員提出議案第4号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号を追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 日程第6、議員提出議案第3号、福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第3号、福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、公表されました民間労使の資料等によりますと、過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な前年比マイナスとなることがうかがえます。

このような急速かつ大幅な一時金の減少は極めて異例の事態であり、こういった事態に対応するため、人事院では本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数について、国家公務員の一般職の給与に関する法律に規定する支給月数を、そのまま支給することは適当ではなく、何らかの調整的な措置を講ずることが適当と判断いたしまして、特例措置として支給月数の一部といたしまして0.2カ月分を凍結する旨の勧告をしたところでございます。その勧告を受けまして、東京都人事委員会としても国と同様に0.2カ月分の凍結をする旨の勧告が出されたことは御案内のとおりでございます。

これらの状況を勘案して、福生市も東京都の人事委員会の勧告どおりの実施をする状況であります。本市議会におきましても、東京都並びに福生市のこのような対応にかんがみて、本年の6月期の期末手当の支給に限り、0.2カ月分の凍結をするものでございます。

次に、改正内容につきまして説明申し上げます。

附則に、平成21年6月期の期末手当の支給に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の200」を「100分の180」にする旨を、新たに1項を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議員提出議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 追加日程第1、議員提出議案第4号、北朝鮮の核実験に抗議する決議を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第4号、北朝鮮の核実験に抗議する決議について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

北朝鮮は、これまでも拉致を初め核実験やミサイル発射などを繰り返し、国際社会のルールや秩序を無視してきました。重ねて、去る5月25日、国連決議や6カ国協議共同声明、さらには日朝平壤宣言に反して2回目の核実験を強行しました。しかも、北朝鮮は核実験後の25日午後に、日本海に向けて短距離地对空ミサイル3発も発射をいたしました。

福生市民の代表たる福生市議会の総意として、北朝鮮の暴挙に対して特に強く抗議をして、あわせて我が国が国際社会と連携して、北朝鮮に対して核兵器の開発中止と核の放棄を求める断固とした行動をとるよう、強く求める内容であります。

決議の文章につきましては、お手元に御配付のとおりでございます。（別添資料参照）

以上でございますが、特に米軍横田基地を抱える、絶えず脅威にさらされる福生市民を代表する福生市議会として、原案のとおり抗議の決議を御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大野聰君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議員提出議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大野聰君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成21年第2回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時35分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 大野 聰

議員 小野沢 久

議員 武藤 政 義

議員 清水 義 朋

写

福総総発第 43 号

平成 21 年 5 月 26 日

福生市議会議長

大 野 聰 様

福生市長 加 藤 育 男 画

平成 21 年第 2 回福生市議会臨時会の招集について

平成 21 年 5 月 26 日付け、福生市告示第 88 号（別紙参照）をもって、平成 21 年第 2 回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写

福生市告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 5 項の規定に基づき、平成 21 年第 2 回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 21 年 5 月 26 日

福生市長 加藤 育 男 画

1 期 日 平成 21 年 5 月 29 日

2 場 所 福生市議会議場

3 付議事件

(1) 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(2) 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(3) 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(4) 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

写

福総総発第 44 号

平成 21 年 5 月 26 日

福生市議会議長

大野 聰 様

福生市長 加藤 育 男 閣

議案の送付について

平成 21 年第 2 回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 31 号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 32 号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 33 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 31 号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 5 月 29 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

市長及び副市長に対し支給する平成 21 年 6 月期の期末手当の支給割合を
改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市長等の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 平成 21 年 6 月期の期末手当の支給に限り、第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 210」とあるのは「100 分の 190」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 5 月 29 日

福生市長 加藤 育 男

(提案理由)

教育長に対し支給する平成 21 年 6 月期の期末手当の支給割合を改定した
いので、本条例を改正する必要がある。

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和35年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成21年6月期の期末手当の支給に限り、第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは「100分の190」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 5 月 29 日

福生市長 加藤 育 男

(提案理由)

一般職の職員に対し支給する平成 21 年 6 月期の期末手当の支給割合を改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 10 平成 21 年 6 月期の期末手当の支給に限り、第 11 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 150」とあるのは「100 分の 130」と、同条第 4 項の規定の適用については、同項中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 70」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第3号

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成21年5月29日

提出者	青	海	俊	伯
賛成者	阿	南	育	子
〃	杉	山	行	男
〃	奥	富	喜	一
〃	串	田	金	八
〃	田	村	昌	巳
〃	増	田	俊	一
〃	大	野	悦	子
〃	小	野	沢	久

福生市議会議長

大野 聰 様

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成21年6月期の期末手当の支給に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の200」とあるのは「100分の180」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福 議 発 第 5 1 号
平 成 2 1 年 5 月 2 6 日

様

福 生 市 議 会 議 長
大 野 聰

議案説明員の出席要求について

平成21年第2回福生市議会臨時会にご出席くださるよう、地方自治法第121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日 平成21年5月29日(金)
- 2 場 所 福生市議会議場

平成21年6月期 期末勤勉手当に関する特例措置実施の場合の影響額(市長・副市長・教育長・一般職・再任用職員)

1. 期末勤勉手当の年間支給割合

	支給区分	6月期支給月数	12月期支給月数	3月期支給月数	年間支給月数
市長 副市長 教育長	期末手当	2.10箇月	2.15箇月	0.25箇月	4.50箇月
一般職	期末手当	1.50箇月	1.55箇月	0.25箇月	4.50箇月
	勤勉手当	0.60箇月	0.60箇月		
	合計	2.10箇月	2.15箇月	0.25箇月	
再任用職員	期末手当	0.80箇月	0.95箇月	0.10箇月	2.35箇月
	勤勉手当	0.25箇月	0.25箇月		
	合計	1.05箇月	1.20箇月	0.10箇月	

2. 6月期期末勤勉手当の支給割合

	支給区分	勧告前支給月数	勧告前総支給月数 (A)	勧告後支給月数	勧告後総支給月数 (B)	増減(B)-(A)
市長 副市長 教育長	期末手当	2.10箇月	2.10箇月	1.90箇月	1.90箇月	▲0.20箇月
一般職	期末手当	1.50箇月	2.10箇月	1.30箇月	1.90箇月	▲0.20箇月
	勤勉手当	0.60箇月		0.60箇月		
再任用職員	期末手当	0.80箇月	1.05箇月	0.70箇月	0.95箇月	▲0.10箇月
	勤勉手当	0.25箇月		0.25箇月		

3. 期末勤勉手当支給額及び影響額

(単位：円)

	支給区分	勧告前支給総額 (A)	勧告後支給総額 (B)	影響額 増減(B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) (%)	前年度6月期 支給総額 (D)	前年度比	
							増減額(B)-(D) (E)	(E)/(D) (%)
市長	期末手当	2,162,160	1,956,240	▲205,920		2,162,160	▲205,920	
副市長	期末手当	1,857,240	1,680,360	▲176,880		1,857,240	▲176,880	▲9.5
教育長	期末手当	1,743,840	1,577,760	▲166,080	▲9.5	1,743,840	▲166,080	
一般職 (再任用職員含む)	期末勤勉手当	345,790,062	312,917,577	▲32,872,485		357,273,339	▲44,355,762	▲12.4
合計		351,553,302	318,131,937	▲33,421,365	▲9.5	363,036,579	▲44,904,642	▲12.4

4. 期末勤勉手当平均支給額(再任用職員を除く)及び影響額

(単位 : 円)

	支給区分	勧告前平均支給額 (A)	勧告後平均支給額 (B)	影響額 増減(B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) (%)	前年度支給総額 (D)	前年度比 増減額(B)-(D) (E)	前年度比 (E)/(D) (%)
一般職	期末勤勉手当	899,680	814,150	▲ 85,530	▲9.5	915,960	▲ 101,810	▲11.1

5. 期末勤勉手当最高支給額(再任用職員を除く)

(単位 : 円)

	支給区分	勧告前支給額 (A)	勧告後支給額 (B)	影響額 増減(B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) (%)	前年度支給総額 (D)	前年度比 増減額(B)-(D) (E)	前年度比 (E)/(D) (%)
一般職	期末勤勉手当	1,400,217	1,266,863	▲ 133,354	▲9.5	1,409,998	▲ 143,135	▲10.2

6. 期末勤勉手当最低支給額(再任用職員を除く)

(単位 : 円)

	支給区分	勧告前支給額 (A)	勧告後支給額 (B)	影響額 増減(B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) (%)	前年度支給総額 (D)	前年度比 増減額(B)-(D) (E)	前年度比 (E)/(D) (%)
一般職	期末勤勉手当	462,955	418,864	▲ 44,091	▲9.5	462,865	▲ 44,001	▲9.5

7. 基準日(6月1日)現在の職員の平均年齢

44歳5箇月

8. 基準日(6月1日)現在の職員の平均勤続年数

21年5箇月

9. 支給日

平成21年6月15日

議員提出議案第4号

北朝鮮の核実験に抗議する決議

上記の議案を提出する。

平成21年5月29日

提出者	青	海	俊	伯
賛成者	阿	南	育	子
〃	杉	山	行	男
〃	奥	富	喜	一
〃	串	田	金	八
〃	田	村	昌	巳
〃	増	田	俊	一
〃	大	野	悦	子
〃	小野	沢		久

福生市議会議長

大野 聰 様

北朝鮮の核実験に抗議する決議

北朝鮮は、これまでも拉致をはじめ、核実験やミサイル発射などを繰り返し、国際社会のルールや秩序を無視してきた。

重ねて、北朝鮮は5月25日、国連決議や6カ国協議共同声明、さらには日朝平壤宣言に反して、2回目の核実験を強行した。しかも、北朝鮮は核実験後の25日午後に、日本海へ向けて短距離地对空ミサイル3発も発射した。

このような北朝鮮の行動は、我が国を含む地域の平和と安全を脅かすものであり、極めて憂慮すべきものである。

度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではない。

よって、米軍横田基地を抱え、強い脅威にさらされている福生市民を代表する福生市議会としては、北朝鮮の暴挙に対し、特に強く抗議するとともに、我が国が国際社会と連携し、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求めるため断固たる行動をとるよう強く求める。

以上、決議する。

平成21年5月29日

福 生 市 議 会